明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則（最高裁一二）　一

〔デジタル庁令・省令〕
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一二）　二

〔告示〕
○除籍が滅失した件（法務一五九）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（同一六〇）　二
○国際刑事裁判所に関するローマ規程の改正に関する件（外務一七三）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一七四）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一一六〇～一一七二）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三七、一三八）　四
○海上における射撃等訓練を実施する件（同一三九）　五
○道路に関する件（中部地方整備局六二、六三）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局七五、七六）　六
○道路に関する件（四国地方整備局三六、三七）　六

〔国会事項〕
最高裁判所　六

〔人事異動〕
最高裁判所　六

〔官庁報告〕
官庁事項
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　六
国家試験
令和七年公認会計士試験の施行（公認会計士・監査審査会）　六
令和六年度技術士第二次試験の試験会場（文部科学省）　七

〔公告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　八

最高裁規則

○最高裁判所規則第十二号

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月十二日

最高裁判所

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第一条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「八千百円」を「八千二百円」に、「七千七百円」を「七千八百円」に改める。

（刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則の一部改正）

第二条　刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八千百円」を「八千二百円」に、「七千七百円」を「七千八百円」に改める。

（人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則の一部改正）

第三条　人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「七千七百円」を「七千八百円」に改める。

（司法委員規則の一部改正）

第四条　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万四百円」を「一万五百円」に改める。

（参与員規則の一部改正）

第五条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「一万四百円」を「一万五百円」に改める。

（鑑定委員規則の一部改正）

第六条　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「六千八十円」を「六千百四十円」に改める。

（執行官の手数料及び費用に関する規則の一部改正）

第七条　執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「五千四百二十円」を「五千四百七十円」に改める。

第四十条第一項中「七千七百円」を「七千八百円」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第八条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万百円」を「一万二百円」に、「八千百円」を「八千二百円」に改める。

附　則

1　この規則は、令和六年七月一日から施行する。

2　この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第十二号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四条　削除	（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項） **第四条**　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号。以下「令」という。）第一条に規定する総務省令で定める事項は、申請の年月日とする。
（特定認証業務を行う者に係る認定の申請の際に提出する書類） **第二十四条の二十**　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号。以下「令」という。）第七条の九に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 ［一～三　略］	（特定認証業務を行う者に係る認定の申請の際に提出する書類） **第二十四条の二十**　令第七条の九に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 ［一～三　同上］
（電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例） **第二十九条**　電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第四号に掲げる者、同項第五号若しくは第六号の規定により主務大臣の認定を受けた者又は内閣総理大臣（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務受託者」という。）に委託した者であって第二十八条第一号及び第二号に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務委託者」という。）は、同項第六号に規定する主務大臣による認定を受けたものとみなす。 ２　内閣総理大臣は、電子署名等確認業務委託者から電子署名等確認業務の全部の委託を受けた場合には、当該電子署名等確認業務を、第二十七条各号に定める基準に適合する設備において、第二十八条第三号及び第四号に定める基準に適合する方法により行うものとする。 ３～５　［略］	（電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例） **第二十九条**　電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第四号に掲げる一の者又は同項第五号又は第六号の規定により主務大臣の認定を受けた一の者（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務受託者」という。）に委託した者であって第二十八条第一号及び第二号に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務委託者」という。）は、同項第六号に規定する主務大臣による認定を受けたものとみなす。 ［新設］
第四十条　削除	（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項） **第四十条**　令第十七条に規定する総務省令で定める事項は、申請の年月日とする。 ２～４　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。